

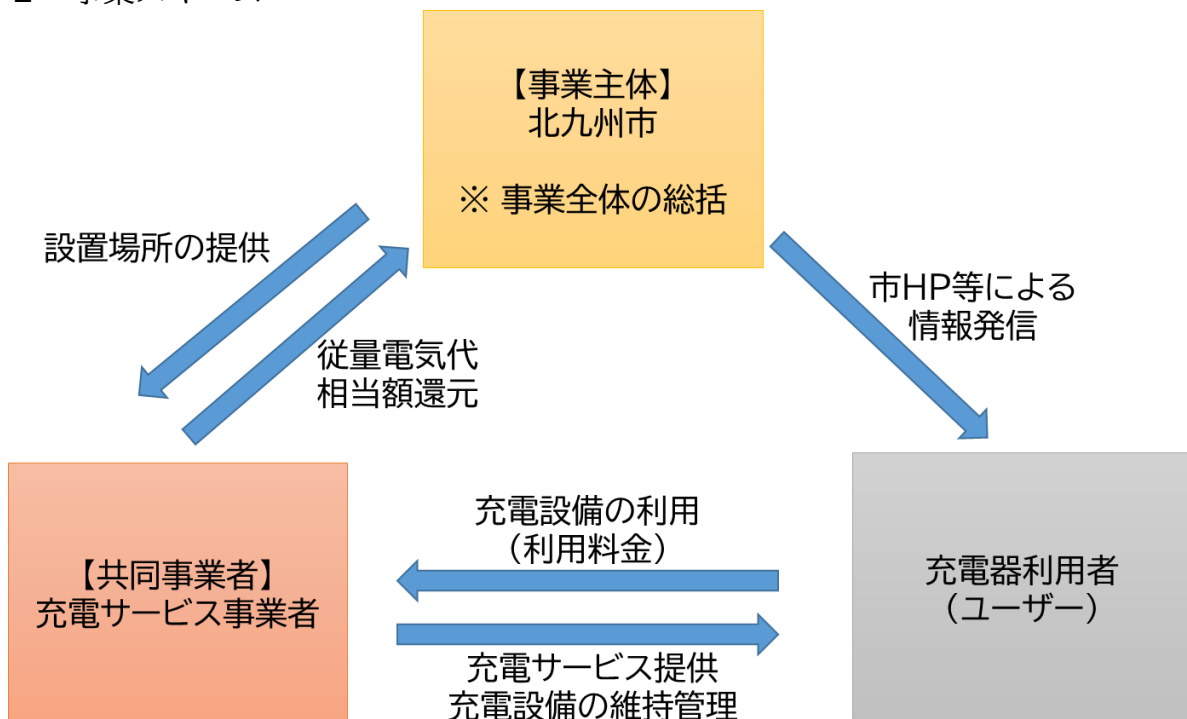
「小倉北区役所及び東谷市民センターEV 充電設備リプレイス事業」 業務仕様書

この「小倉北区役所及び東谷市民センターEV 充電設備リプレイス事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、北九州市（以下「市」という。）と共同で、公共施設に設置している電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）用充電設備（以下「充電設備」という。）をリプレイスし、リプレイス後の充電設備を運用する業務の内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「共同事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業目的

市内における電気自動車等の利便性向上及び普及拡大を図るため、現在市が公共施設等に設置し、耐用年数を迎えている充電設備について、設備の更新及び民間の有料サービスへの切替を行うとともに、当該設備の使用状況等を分析し、公共施設等における充電設備の必要性・有用性を検証するもの。

2 事業スキーム



3 実施期間

共同事業者の選定後、別途市と締結する協定において、最終決定する。

ただし、充電器の設置が完了した日から速やかに事業開始することとし、期間は2031年3月31日を超えない範囲とすること。

3 実施場所（充電設備の設置場所）

（1）小倉北区役所（小倉北区大手町 1-1）

- ※ 既設設備：急速充電設備（50kW）
- ※ 利用可能日 年中無休
- ※ 利用可能時間 24 時間
- ※ 駐車料金無料

（2）東谷市民センター（小倉南区大字木下 704-1）

- ※ 既設設備：普通充電設備（3kW）
- ※ 利用可能日 開館日（土、日曜日、祝日、年末年始を除く日）
- ※ 利用可能時間 8 時 30 分 から 17 時 00 分 まで
- ※ 駐車料金無料

4 充電器の種類

普通充電設備（6kW）とする。

5 役割分担（業務内容）

市及び共同事業者の役割分担は下記のとおりとする。ただし、共同事業者の選定後、別途市と締結する協定において、最終決定する。

（1）市

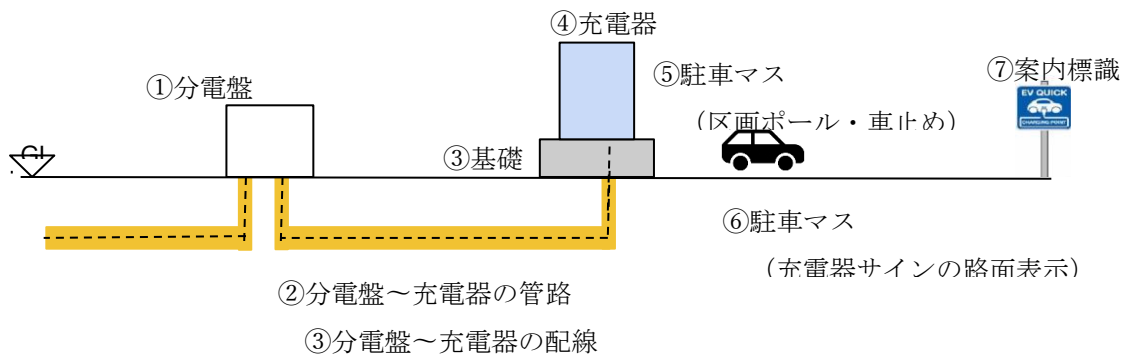
- ア 事業全体の総括
- イ 充電器に至る配線等の資産のうち市が管理するものについて、共同事業での使用を認めること
- ウ 共同事業を行う上で必要となる、行政財産等の使用に関する手続きを行うこと
- エ 市ホームページによる利用者への周知・広報

（2）共同事業者

- ア 本事業において設置する充電設備本体を貸与すること
- イ 本事業において設置した充電設備を共同事業者の責任と費用負担において維持管理すること
- ウ 充電サービスの提供及び運営並びにこれに必要な認証機能及び利用実績を管理するシステムを共同事業者の責任と費用負担において維持管理すること
- エ 充電サービスの提供の対価として使用者から料金を徴収するとともに、電気代相当額を市に還元すること
- オ 使用実態等の各種データの収集や市への提供を行うこと
- カ 利用者への周知・広報を行うこと

資産区分のイメージ

位置 番号	設備項目	区分	
		甲	乙
1	分電盤	○	
2	分電盤～充電器の管路	○	
3	分電盤～充電器の配線、基礎	○	
4	充電器(機器本体のみ)		○
5	駐車マス(区画ポール・車止め)	○	
6	駐車マス(充電器サインの路面標示)	○	
7	案内標識	○	



6 費用負担

充電設備の維持管理や充電サービスの運営等に関する費用は、原則として共同事業者の負担とする。

ただし、上記3に示す場所に設置されている既設充電設備の撤去、充電設備に至る配線等の市が管理するもののうち既設流用できないものの撤去・交換及び新たに充電設備本体を設置するための環境整備に係る費用については、市が負担することとする。

7 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

8 運営・問い合わせ対応

- (1) 組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。

- (2) 問い合わせや故障、苦情等に対処するため、連絡及び対応が可能な運営体制とすること。
- (3) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに対応すること。
- (4) 利用者の個人情報法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策をとること。

9 事業報告

利用実態に関する各種データを収集し、市からの求めがあった場合には、当該データを本市へ提供すること。

10 その他

- (1) 共同事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (2) 共同事業者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を履行すること。
- (3) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、市と協議した上で業務を進めること。